

# 令和7年度第1回森町地域公共交通会議 次第

日時：令和7年7月29日(火) 14:00～

場所：森町町民生活センター2階 集会室

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

## 3 協議事項

(1) 令和6年度 事業報告及び収支決算について **【資料1】**

(2) 森町地域公共交通法定計画実施状況及び事業計画について **【資料2】**

(3) ハッピーライドin静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施  
概要報告及び実施に係る町営バス吉川線運賃割引について **【資料3】**

## 4 報告事項

(1) 地域タクシー運行について **【資料4】**

## 5 その他

## 6 閉 会

○森町地域公共交通会議要綱

平成19年11月26日告示第66号

改正

平成23年3月28日告示第99号

平成29年11月24日告示第87号

令和3年11月22日告示第154号

令和6年3月27日告示第61号

森町地域公共交通会議要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成、変更及び実施に関し必要となる事項を協議するため、森町に、森町地域公共交通会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (2) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 活性化再生法の規定に基づく交通計画の作成、変更及び実施に関すること。
- (4) 会議の運営方法その他会議が必要と認める事項に関すること。
- (5) その他法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

(委員の任命)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の役員又は職員
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者の役員又は職員

- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 静岡県袋井土木事務所長又はその指名する者
- (6) 静岡県袋井警察署長又はその指名する者
- (7) 森町社会福祉協議会会長又はその指名する者
- (8) 学識経験のある者その他会議が必要と認める者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び監事)

第6条 会議に会長1人及び監事2人を置く。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 監事は、会長が指名する。

6 監事は、会議の監査事務を行う。

(議事)

第7条 会議は、会長及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長に事故がある場合の前項の規定の適用については、前条第4項に規定する委員は、会長とみなす。

5 会議は、簡易な議事については書面による開催とすることができるものとする。

6 会議は、これを公開しなければならない。ただし、事業者の事業上の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公益上必要があると認めるときは、これを公開しないことができる。

(協議の結果の尊重)

第8条 会議において協議が調った事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、政策企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後最初に任命される委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成23年3月28日告示第99号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月24日告示第87号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和3年11月22日告示第154号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和6年3月27日告示第61号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 令和 6 年度 事業報告及び収支決算について

## 令和 6 年度森町地域公共交通会議事業報告書

令和 6 年度は、森町地域公共交通会議を 2 回開催した。

年 月	内 容
7 月	令和 6 年度第 1 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 6 年 7 月 12 日（金） ○令和 5 年度事業報告及び収支決算について【協議】 ○森町地域公共交通法定計画実施状況及び事業計画について【協議】 ○森町地域公共交通会議要綱等の改正及び運賃検討部会の設置について【協議】 ○ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施概要報告及び実施に係る町営バス吉川線運賃割引について【協議】 ○地域タクシー実証運行について【報告】 ○秋葉線（城下地内）の経路変更について【報告】 ○路線バス区間運休の状況について【報告】
12 月	令和 6 年度第 2 回森町地域公共交通会議の開催 ○開催日：令和 6 年 12 月 23 日（月） ○地域間幹線系統に対する今後の取組方針等について【協議】 ○単独維持困難及び市町自主運行バス事業の申出に対する対応方針について【協議】 ○令和 7 年度森町地域公共交通会議事業計画案及び予算案について【協議】 ○地域タクシー実証運行経過報告について【報告】 ○秋葉線 区間運休の状況について【報告】 ○天竜浜名湖鉄道天竜浜名湖線の減便について【報告】

## 令和6年度森町地域公共交通会議収支決算

### 【歳入】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減額	備考
1	負担金	1 負担金	0	0	0	
2	補助金	1 補助金	0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金	0	0	0	
4	諸収入	1 雑入	0	45	45	預金利息
合計			0	45	45	

### 【歳出】

(単位：円)

款	項	目	予算額	決算額	比較増減額	備考
1	運営費	1 会議費	0	0	0	
		2 事務費	0	0	0	
2	事業費	1 事業費	0	0	0	
3	予備費	1 予備費	0	0	0	
合計			0	0	0	

歳入金額            45 円

歳出金額            0 円

差引金額            45 円

45 円は令和7年度に繰り越します。

# 監査報告書

令和6年度森町地域公共交通会議の歳入・歳出に関する会計（預金通帳、歳入・歳出の証拠書類）を監査したところ、適正であることを認めたので報告します。

令和7年7月9日

監事

浅岡 英明 

令和7年7月9日

監事

村松 成弘 

森町地域公共交通法定計画 実施状況及び事業計画について

森町地域公共交通法定計画 実施状況及び事業実施計画シート

基本理念	持続可能なまちづくりを支える公共交通の構築 ～町民・来訪者から選ばれる公共交通～
基本方針	(1) ニーズに対応した公共交通 (2) まちづくりと交流を推進する公共交通 (3) 地域で支え合い、地域を支える公共交通

※1 評価基準については、以下のとおり

- ・ 計画以上の達成又は実施できた 「◎」
- ・ 計画通り達成又は実施できた 「○」
- ・ 未達成又は実施できなかった 「△」

※2 実施内容については、実施した事業内容を記入する。

※3 事業実施計画は、今年度実施予定の計画を記入する。

事業名		令和6年度 実施内容	令和6年度評価	令和7年度 事業実施計画
施策1	1 鉄道の維持	<p>・ <u>天竜浜名湖鉄道の運転士の退職等による運転士不足で、運行本数が減便となり、計画的な運行ができなかった（期間：令和6年12月21日～令和7年3月14日）。3月15日から通常ダイヤで運行再開</u></p> <p>・ 天竜浜名湖鉄道について、沿線市町と連携して、経営支援及び利用促進を行った。</p> <p>・ 利便性向上のため、一宮駅公衆トイレの外装修繕を行った。</p> <p>・ 町内会等の3団体がレールフレンドシップ事業を実施し、町から事業経費に対して補助を行った。</p> <p>※レールフレンドシップ事業：団体、天竜浜名湖鉄道(株)及び町において、同意書を締結した上で、天竜浜名湖鉄道(株)が管理する沿線区域内で清掃や除草等の美化活動を実施する事業</p>	△	<p>・ 天竜浜名湖鉄道について、沿線市町と連携して、引き続き経営支援及び利用促進を実施していく。</p> <p>・ 利便性向上のため、戸綿駅公衆トイレの外装修繕を実施する。（4月に実施済）</p> <p>・ レールフレンドシップ事業の実施及び町から事業経費に対して補助を実施する。</p>

2	幹線バスの維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉線の気多バス停から乙丸バス停間の区間運休（運休期間：<u>令和5年6月～令和6年12月末</u>）、令和7年1月から運行再開</li> <li>・秋葉線の乗降調査の結果、国や県の補助金継続の基準である輸送量15人を下回った（2年連続で輸送量15人を下回ると補助金が受けられなくなる。）。</li> <li>・沿線市町と連携し、欠損額の補助により、バス事業者の負担軽減及び路線維持を図った。</li> <li>・秋葉線及び秋葉中遠線の乗降調査について、バス事業者及び沿線市町で実施した。</li> <li>・ハッピーライドin静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和6年12月7日・8日実施）</li> <li>・人件費や物価高騰により、運行経費が増加し、当初予算額では足りなくなったため、3月補正予算にて対応し、路線維持を図った。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿線市町と連携し、欠損額の補助により、バス事業者の負担軽減及び路線維持を図っていく。</li> <li>・バス事業者や県、沿線市町と連携し、運転手不足や利用促進に係る取組を実施・検討・支援していく。</li> <li>・ダイヤ改正や運賃改定等の検討</li> <li>・秋葉線及び秋葉中遠線の乗降調査について、沿線市町と協力して実施していく。</li> <li>・秋葉再編プロジェクトに参加し、秋葉線沿線市町やバス事業者、学校関係者と連携し、秋葉線路線維持のための取組みを検討していく。</li> <li>・ハッピーライドin静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和7年12月13日・14日実施予定）</li> </ul>
3	自主運行バス（磐田線）の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から補助を受け、運行路線の維持を図った。</li> <li>・人件費や物価高騰により、運行経費が増加し、当初予算額では足りなくなったため、3月補正予算にて対応し、路線維持を図った。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行路線を引き続き維持していく。</li> <li>・沿線市町やバス事業者、県と連携し、運転手不足や利用促進に係る取組を実施・検討していく。</li> <li>・ダイヤ改正や運賃改定等の検討</li> </ul>

事業名		令和6年度 実施内容	令和6年度評価	令和7年度 事業実施計画
施策2	1 町営バスの維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県から補助を受け、運行路線の維持を図った。</li> <li>・教育委員会と連携して、バス通学利用者の利用状況の把握等を行った。</li> <li>・町営バス吉川線バス停の設備点検を実施し、バス停塩ビパネル交換の実施（5月実施済み）</li> <li>・町営バスの運行を委託している NPO 法人への理事会及び総会への参加や委託事業者と定期的に打合せ実施など、連携や情報共有を行った。</li> <li>・ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の実施（令和6年12月7日・8日実施）</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行路線を引き続き維持していく。</li> <li>・幹線系統のバス路線や天竜浜名湖鉄道との接続を強化するため、ダイヤ調整を検討する。</li> <li>・利用促進や利便性向上に係る取組を実施・検討していく。</li> <li>・関係部署や関係事業者と連携や情報共有を図っていく。</li> </ul>
	2 新たな交通手段の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年10月から地域タクシー実証運行を、一宮地区及び園田地区で実施した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一宮地区及び園田地区の地域タクシーについて、令和7年10月から本格運行へ移行する。</li> </ul>
	3 患者バスの見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者バス一宮線について、地区地域タクシーへの転換を検討した。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・患者バス一宮線について、令和7年度9月末まで運行し、10月からは地域タクシーへ転換する（患者バス一宮線は廃止）。</li> <li>・7月5日（土）一宮地区町内会長連絡協議会で、患者バス一宮線廃止と地域タクシーへ転換する説明会を実施</li> </ul>

事業名		令和6年度 実施内容	令和6年度評価	令和7年度 事業実施計画	
施策3	1	公共交通マップの改定・配布	<ul style="list-style-type: none"> <li>町営バスのダイヤ改正に伴い、森町営バス時刻表及び公共交通マップを対象地区に配布</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>状況に応じて、公共交通マップの改定・配布を行う。</li> <li>令和8年度改定に向けて、内容を検討していく。</li> </ul>
	2	新たな交通手段の情報発信及び地域説明会や使い方講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>一宮地区及び園田地区で地域タクシーの地域説明会を、運行開始前の9月20日・21日の2日間、開催した。</li> <li>地域タクシーの周知・PRのため、民生委員・児童委員や移動支援ボランティア協力会員に対し、制度説明と協力依頼を行った。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域タクシー本格運行開始に伴い、チラシの配布</li> <li>地域タクシーの周知・PRのため、民生委員・児童委員や移動支援ボランティア協力会員に対し、制度説明と協力依頼を行う。</li> </ul>
	3	高校生のためのバス通学利用促進パンフレットの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>2月に町内の中学3年生に対して、高校進学に向けたバス通学パンフレットを作成して配布した。</u></li> <li>沿線の高校生に対して、秋葉バスサービス(株)でパンフレットを作成して配布した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の中学3年生に対して、高校進学に向けたバス通学パンフレットを作成し、配布する。</li> <li>遠江総合高校生徒のためのバス通学利用促進パンフレットを作成し、高校生へ配布する。</li> </ul>
	4	バスの乗り方教室等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>秋葉バスサービス(株)で、宮園小学校児童にバスの乗り方教室を実施</li> <li>アクティ森「はたらくくるま大集合！」のイベント(5月5日)で、大型バス車両展示</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内の小学校でバスの乗り方教室を実施する。</li> <li>アクティ森のイベント「はたらくくるま大集合！」で、大型バス車両の展示(4月27日実施済み)</li> </ul>
	5	森町地域公共交通利用券助成事業の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>令和6年度申請件数95件(目標申請数:132件)</u></li> <li>ホームページや町広報誌、民生委員・児童委員の会議等で、周知及びPRを実施</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度目標申請数:152件</li> <li>ホームページや町広報誌、民生委員・児童委員の会議、地域説明会等で周知及びPRを実施する。</li> </ul>

6	運転免許証 自主返納者 等割引サポ ート事業の 周知及び内 容の拡充検 討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証返納時やホームページで、周知及びPRを実施</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証返納時やホームページで、周知及びPRを実施</li> <li>・事業内容拡充の検討を行う。</li> </ul>
7	バス車両の バリアフリ ー化及び運 賃キャッシ ュレス化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉バスサービス(株)で、ノンステップバス2車両購入</li> <li>・民間路線バス車両へ運賃キャッシュレス機器導入(3月20日から開始)</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間路線バスの車両購入については、ノンステップバスを購入する。</li> <li>・民間路線バス車両に導入した運賃キャッシュレス機器のPRをする。</li> </ul>
8	ボランティ ア移動支援 の継続及び 利用条件緩 和の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>令和6年度末時点のボランティア移動支援の協力会員登録者数：30人(目標数20人)</u></li> <li>・広報誌や町内公民館で開催されている通いの場への訪問等で、ボランティア移動支援の周知及びPRの実施</li> <li>・新規ボランティア養成講座、移動支援制度や運転の心構え等を学べる講習会、ボランティアの調整会議を開催した。</li> </ul>	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画最終年度目標会員数：35人</li> <li>・広報誌や町内公民館で開催する通いの場への訪問等で、ボランティア移動支援の周知及びPRを実施する。</li> <li>・新規ボランティア養成講座、移動支援制度や運転の心構え、森町地域公共交通法定計画の位置付け等を学べる講習会、ボランティアの調整会議を開催する。</li> </ul>
9	重度の障が いがある方 へのタクシ ー利用券交 付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者へタクシー乗車券の配布実施</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者へタクシー乗車券の配布を実施する。</li> </ul>

町内公共交通運行状況（利用者数、町財政負担額）

区分	路線名	利用者数（人）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年比
		町負担額（円）						
民間路線バス ※1	秋葉線	利用者数	78,480	79,191	88,809	92,751	77,685	83.8%
		町負担額	8,921,000	11,933,000	13,241,000	14,549,300	13,985,000	96.1%
	秋葉中遠線	利用者数	198,635	183,168	184,020	211,021	224,276	106.3%
		町負担額	5,894,000	9,120,000	9,115,000	11,237,000	17,310,000	154.0%
自主運行バス （町営バス） ※2	吉川線	利用者数	3,353	5,552	4,334	4,129	4,217	102.1%
		町負担額	5,085,799	5,048,477	5,389,587	5,435,655	5,921,468	108.9%
	大河内線	利用者数	3,571	4,601	4,764	4,870	4,359	89.5%
		町負担額	4,016,416	3,831,102	3,672,481	4,048,720	3,650,783	90.2%
自主運行バス ※3	磐田線	利用者数	31,427	31,082	36,975	36,838	36,486	99.0%
		町負担額	1,831,000	1,528,000	1,240,000	2,051,000	2,630,000	128.2%
地域タクシー 実証運行 ※4	一宮地区	利用者数					252	
	園田地区	利用者数					171	
	合計町負担額						504,420	
患者バス ※5	大河内線	利用者数	513	390	255	173	170	98.3%
	大久保線	利用者数	653	583	342	322	313	97.2%
	一宮線	利用者数	4	5	22	26	14	53.8%
	合計町負担額			2,930,355	3,040,457	3,102,154	3,247,711	3,411,041
<b>総合計町負担額</b>			<b>28,678,570</b>	<b>34,501,036</b>	<b>35,760,222</b>	<b>40,569,386</b>	<b>47,412,712</b>	<b>116.9%</b>

※1 民間路線バスの利用者数は、前年10月から当年9月までの集計値（（例）令和5年度：令和4年10月から令和5年9月まで）

民間路線バスの町負担額は、前年10月から当年9月までの運行に基づく、バス事業者への補助金額

※2 町営バスの町負担額は、運行経費から運賃収入と県補助金額を引いた額

※3 自主運行バス磐田線の町負担額は、バス事業者への補助金額から県補助金を引いた額

※4 地域タクシー実証運行は、令和6年10月から令和7年3月までの実績

※5 患者バスの町負担額は、委託料と燃料費の合計額

バスに乗って、出かけよう。



# Happy Ride in Shizuoka Project



～2025小学生バス無料デーの実施～

ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会  
(事務局：静岡県バス協会、県地域交通課)

# 背景と目的、目指す姿

## 背景

- ・少子高齢化、人口減少、モータリゼーションの普及による長期的な**乗合バス利用者の減少**
- ・**バスドライバーの高齢化**による運転手不足への危機感



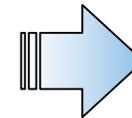
## 目的

- ・小学生を中心とした地域住民のバス利用の促進
- ・地域の移動手段である路線バスを将来に渡り維持するため、**社会全体で「乗って残す」意識を啓発**
- ・皆でバスに乗り合うことによる環境負荷の低減

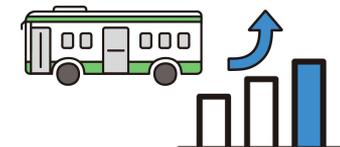


## 目指す姿

- ・マイカーから地域公共交通への転換（モビリティマネジメントの推進）
- ・バスが楽しい、（無料デーでなくても）バスに乗りたい小学生の増加
- ・子どもをバスに乗せたいと思う保護者の増加



**バス利用頻度の増加**



# 2024実施結果

## 概要

小学生のバス利用を促進し、バス利用者の増加につなげるため、  
**県内全ての小学生を対象にバス無料デーを実施した。**  
**(小学生を対象とした全県規模の実施は全国初)**

項目	内容
対象者	静岡県内の学校に通う小学生 524校 約173,000名 (国公立・私立小学校、特別支援学校、外国人学校の全児童)
実施日	令和6年12月7日(土)～8日(日) 2日間
対象のバス	静岡県内を運行する路線バス・コミュニティバス (土日運休路線、高速道路走行路線等一部対象外の路線・区間あり)
主催	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会(令和6年4月24日設置) 構成員: 国、県、市町、(一社)静岡県バス協会、乗合バス事業者 事務局: 静岡県バス協会、県地域交通課
オブザーバー	静岡鉄道株式会社、静岡県地球温暖化防止活動推進センター

# 2024実施成果と課題

## 成果

- ◆無料デー当日のバス利用者は、実施の前週、翌週のいずれと比較しても増加（子どもの利用者は前週、翌週の約4倍）
- ◆バス無料デーに乗った小学生のうち、バスに乗った頻度が少ない（今までに3～5回以下）小学生が44%、1度もバスに乗ったことがない、または1～2回の乗車経験が極めて少ない小学生は15%を占めた
- ◆今度、「バス無料デー」があればバスに乗ってみたいという小学生が全学年で6割以上を占め、無料デーでなくても乗ってみたいという小学生が全学年で約8割を占めた
- ◆バスに乗った保護者等の8割以上が、バス無料デーに満足と回答、満足な理由として「子どもの経験になったから」との回答が最多
- ◆バスに乗らなかった保護者等についても、9割以上が次回は子どもを乗せたいと回答（資料：バス事業者アンケート、小学生、保護者等Webアンケート結果）

◆普段マイカー利用が多い小学生及びその保護者が、無料デーにバスを利用する等、バス利用の体験機会を提供することができた

◆バス利用の呼びかけや小学生アンケートの実施により、バスへの意識や関心を高めることができた

【県活性化協議会（R7.3.14）有識者意見より】

**将来に向けた更なる利用促進にも繋がる取組であり、効果検証しながら続けていくことが必要**

# 2024実施成果と課題

## 課題

### ◆小学生の約4割が無料デーを「知らなかった」と回答

(回答者かいなかった小学校は更に認知度が低い可能性あり)

### ◆情報入手経路は、小学生、保護者等とも学校を通じて知った人が大半

### ◆当日、リーフレットを忘れた人や無料デーを知らない人が多数存在

### ◆バス運転士が不足している状況については、7割以上の保護者等が認知、小学生の認知度は半数以下

(資料：バス事業者アンケート、小学生、保護者等Webアンケート結果)

◆学校から児童（保護者）への周知方法の工夫・改善や、学校以外の情報入手経路を強化する必要性

◆無料デーの実施によるバス利用の意識、行動の変化の継続的な測定及び検証

【県活性化協議会（R7.3.14）有識者意見より】

**一過性のイベントで終わらせないために、持続可能なスキームの構築の必要性**

# 2025バス無料デーの新たな取組

## 内容

### 広報強化

- ◆無料デー特設サイトの開設
- ◆周知用掲示物（ポスター等）の作成
- ◆実行委員会構成員による一体的な広報の実施  
（一斉プレスリリースの実施、車内広告、子育て支援施設、自治会回覧板等での周知等）
- ◆バスの日と連動した無料デーの告知
- ◆大型商業施設等への広報協力依頼  
（例：イオン、ららぽーと、サントムーン、コンビニ各店舗等）

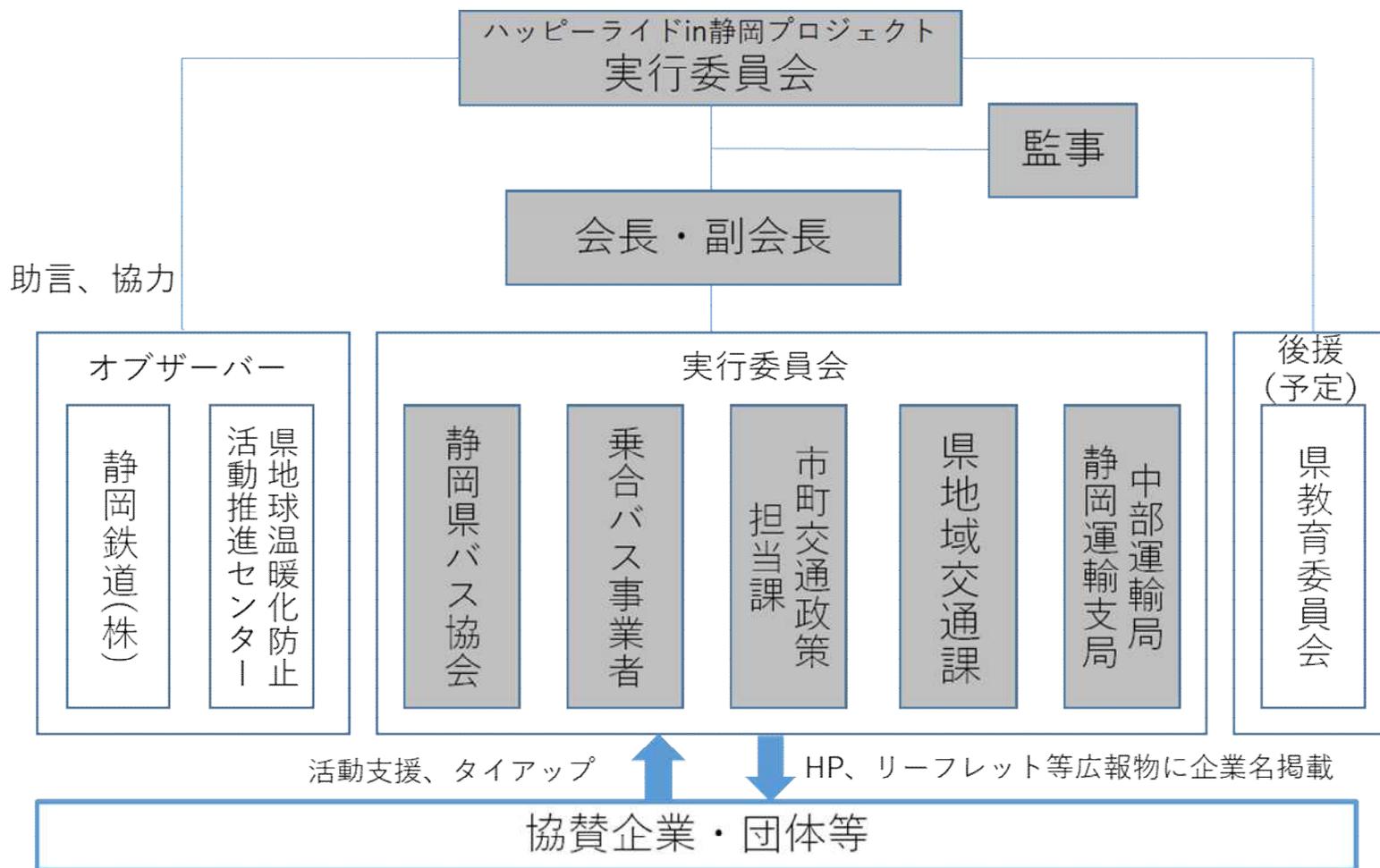
### 実施体制

- ◆プロジェクトへの協賛企業・団体（スポンサー）の募集
- ◆教育委員会の後援名義取得

### 学校との連携強化

- ◆授業での活用を依頼  
（教材提供※～リーフレット配布～無料デー利用によるバス乗車実体験～WEBアンケート）
  - ◆県校長会理事会での協力依頼
- ※バスの乗り方やマナーを学べる動画を作成予定

# 2025バス無料デーの実施体制(組織図)



# 2025実施計画

項目	内容
対象者	静岡県内の学校に通う小学生 524校 約173,000名 (国公立・私立小学校、特別支援学校、外国人学校等の全児童) ※R6実績を仮置き
実施日	<b>令和7年12月13日(土)～14日(日) 2日間</b>
利用方法	リーフレットをバス運転士に提示
対象のバス	静岡県内を運行する路線バス・コミュニティバス (土日運休路線、高速道路走行路線等一部対象外の路線・区間あり)
主催	ハッピーライドin静岡プロジェクト実行委員会(令和6年4月24日設置) 構成員: 国、県、市町、(一社) 静岡県バス協会、乗合バス事業者 事務局: 静岡県バス協会、県地域交通課
オブザーバー	静岡鉄道株式会社、静岡県地球温暖化防止活動推進センター
<b>協賛企業・団体</b>	<b><u>(今後、募集)</u></b>
<b>後援</b>	<b><u>県教育委員会(今後、名義取得予定)</u></b>

# 実施計画(案) スケジュール

月日	内容
5月12日	実行委員会（第1回）の開催、実施計画の決定
5月中旬	各学校長あて小学生バス無料デーへの協力依頼を発出 ※4/25県校長会理事会での説明済（県）
5月下旬～	市町地域交通会議等での説明（県）、運賃協議会での承認（市町）
6月～	実施路線の特定、タイアップイベント企画の募集
～8月下旬	周知用広告物の作成配布、特設サイト公開
<b><u>9月中旬</u></b>	<b><u>プレスリリース①（バスに日に合わせた一斉広報）</u></b>
<b><u>11月</u></b>	各学校経由で小学生に無料デーリーフレットを発送 <b><u>プレスリリース②（直前の一斉広報）</u></b>
12月13～14日	小学生バス無料デーの実施、タイアップイベントの実施
～2月	利用者アンケート等のとりまとめ（効果検証）、翌年度実施検討

## 「静岡県小学生バス無料デー」実施結果の公表 ～子どもの利用は前週翌週の約4倍に～

(静岡県交通基盤部地域交通課)

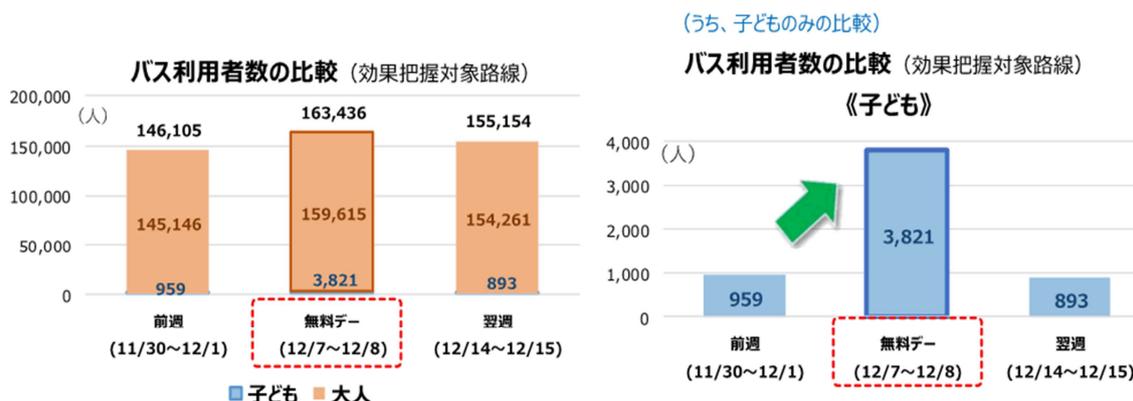
### 1 概要

- ・令和6年12月7日(土)～8日(日)の2日間、「乗って、残す。」をコンセプトに、県内の学校に通う全ての小学生を対象にバス無料デーを実施した
- ・子どものバス利用者数は、前週、翌週の約4倍となるなど、ふだんバスに乗車しない小学生がバスを利用する機会となった

### 2 主な実施結果

#### (1) 利用者数

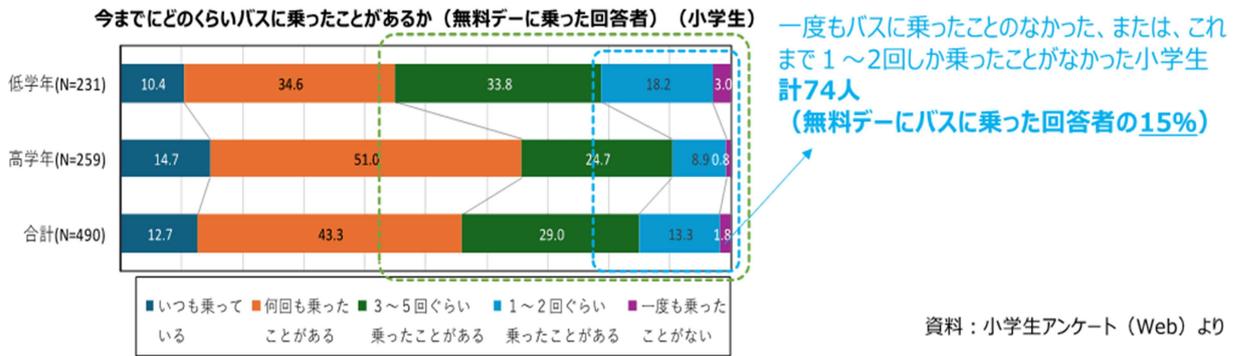
- ・バス事業者からの報告による無料デーのバス利用者は、実施の前週、翌週のいずれと比較しても増加
- ・特に子どもの増加が顕著で、前週、翌週の約4倍



※乗車人員(大人、子ども)は無料デー当日の人数把握ができた路線の合計値

#### (2) 利用促進効果

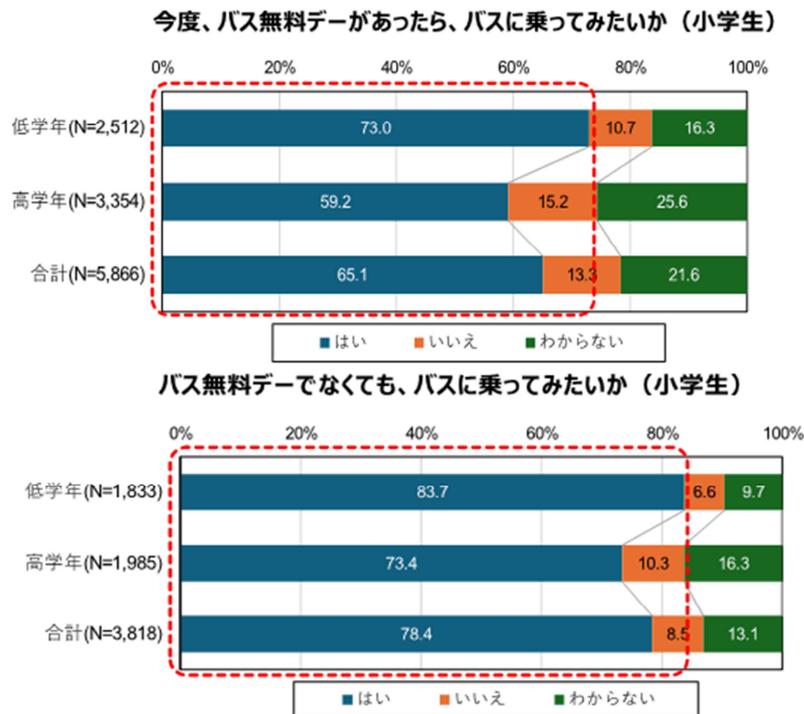
- ・バス無料デーに乗った小学生のうち、バスに乗った頻度が少ない(今までに3～5回以下)小学生が44%を占めた
- ・そのうち、1度もバスに乗ったことがない、または1～2回の乗車経験が極めて少ない小学生は15%だった
- ・以上の結果から、ふだんあまりバスを利用しない小学生に、バス利用を体験する機会を提供できたと考えられる



### （3）利用意向・意識の変化

#### ①小学生

- ・ 今度、「バス無料デー」があればバスに乗ってみたいという小学生が全学年で6割以上を占めた
- ・ このうち、無料デーでなくても乗ってみたいという小学生が全学年で約8割を占めた
- ・ 以上の結果から、事前広報を含めバス無料デーが、小学生のバスに対する関心や利用意識の醸成に寄与したものと考えられる



資料：小学生アンケート（Web）

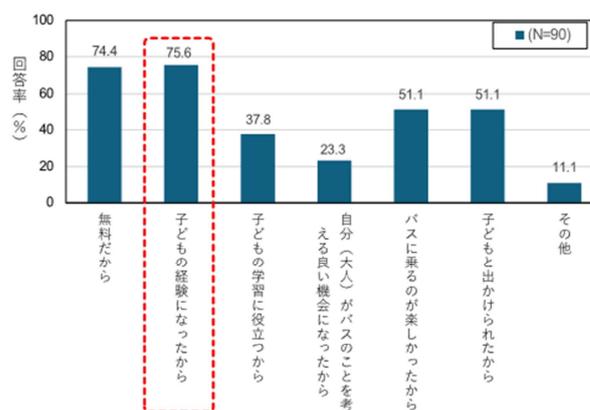
## ②保護者等

- ・バス無料デーに（小学生と一緒に）バスに乗った保護者等の8割以上が、バス無料デーに満足と回答
- ・満足な理由として「子どもの経験になったから」との回答が最も多く、保護者もバス無料デーが、子どもがバスの乗車を体験するよい機会になると認識
- ・今回のバス無料デーにはバスに乗らなかった保護者等についても、9割以上が次回は子どもを乗せたいと回答
- ・以上の結果から、保護者もバス無料デーが子どもがバスの乗車を体験するよい機会になると認識していると考えられる

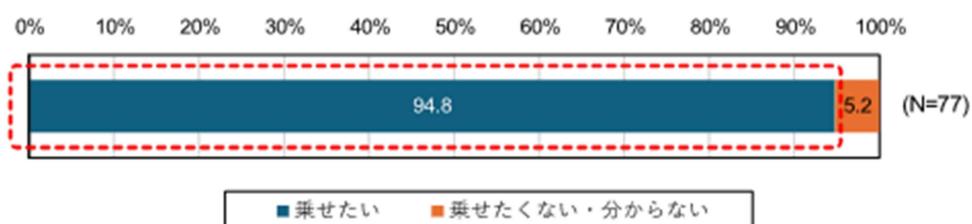
バス無料デーに対する満足度（バスに乗った回答者）（保護者等）



バス無料デーに満足な理由（保護者等）



今度バス無料デーがあったら、子どもをバスに乗せたいか（バスに乗らなかった回答者）（保護者等）



資料：保護者等アンケート（Web）

以上は、調査時点の結果であり、今後の行動変容につながるかどうかは継続した取組及び調査が必要

## 参考

### 【イベント概要】

#### 1 実施日

令和6年12月7日（土）～8日（日）

#### 2 対象者

静岡県内の学校に通う小学生（約173,000人）

#### 3 利用方法

運賃を支払う代わりにリーフレットをバス運転士に提示

#### 4 対象路線

静岡県内を運行する路線バス・静岡県内のコミュニティバス

（対象外路線 土日運休路線、高速道路を走行する路線、空港アクセス線など）

#### 5 主催

ハッピーライド in 静岡プロジェクト実行委員会

（構成団体）

国、県、市町、（一社）静岡県バス協会

しずてつジャストライン(株)、遠州鉄道(株)、(株)東海バス、伊豆箱根バス(株)、富士急静岡バス(株)、富士急シティバス(株)、富士急モビリティ(株)、富士急バス(株)、秋葉バスサービス(株)、山梨交通(株)、(株)大鉄アドバンス、日本平自動車(株)

#### 6 協力団体

静岡鉄道(株)、県地球温暖化防止活動推進センター、（一社）静岡県自動車会議所

ほか16団体

#### 7 特別協賛

静岡ブルーレヴズ(株)



【PR用ロゴマーク】

ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）実施に係る  
町営バス吉川線運賃割引について

1 目的

ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）の対象路線として、町営バス吉川線も対象とすることで、静岡県内小学生のバス利用のきっかけを作り、利用促進につなげる。

また、小学生を対象とすることで、同伴者（大人）の同乗を見込み、結果として全体の利用者及び運賃収入の増加につなげるため。

2 協議理由

自家用有償旅客運送において、運送の対価（運賃）の割引を実施する場合、地域公共交通会議での協議が必要となるため（運輸支局への変更届出の提出は不要）。

3 事業の種別

交通空白地有償運送：交通空白輸送

4 設定しようとする運賃を適用する路線及び区間又は区域

路線名	運行形態	起 点	主たる経過地	終 点	キロ程
吉川線	定時デマンド運行	森町病院	元開橋	落合	14.9km/ 14.0km
吉川線	一部デマンド運行	森町病院	アクティ森	落合	14.9km/ 14.0km

※一部デマンド運行の主たる経由地は、定時運行部分の終点をいう。

※町営バス大河内線及び自主運行バス磐田線は、土日祝日は運休のため実施なし

(1) 設定また変更しようとする運賃の種類、額及び適用方法

ア ハッピーライド in 静岡プロジェクト（小学生バス無料デー）

イ 対象者

静岡県内の全小学生 524 校 約 173,000 名

※R6 静岡県学校名簿に基づく（国公立・私立小学校、特別支援学校含む。）

ウ 割引後の運賃

0円（無料）

エ 運賃の適用方法

バス乗降の際に、乗務員にリーフレットを提示する。

5 適用する期間とその他条件

令和7年12月13日(土)、14日(日)

6 添付書類

ハッピーライド in 静岡プロジェクト概要書 (資料3-1)

2024 静岡県小学生バス無料デー実施結果 (資料3-2)

# 地域タクシー実証運行実績報告及び本格運行について

## 1 概要

森町地域公共交通法定計画では、日中の公共交通空白地域（一宮地区及び園田地区）における新たな交通手段として、地域タクシーを導入することを記載している。

実証運行	令和6年10月1日～令和7年9月30日
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行エリアや運行日時など、一定のルールを決めて、自宅と指定目的地間の移動を行う。</li> <li>日中のタクシー需要が少ない時間を活用し、通常のタクシー事業（一般乗用）の範囲内で運行する。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の移動手段の確保（交通空白地域の解消）</li> <li>鉄道や幹線系統への移動（支線としての役割）</li> </ul>
運行事業者	・袋井タクシー(株)
事業形態	・一般乗用旅客自動車運送事業
利用運賃	・1台当たりの定額料金 500 円
乗車定員	・4名
利用対象者	・一宮地区及び園田地区の住民
利用区間	・自宅⇄指定目的地
運行日時	<ul style="list-style-type: none"> <li>平日のみ 8時30分～15時30分</li> <li>(予約時間 7時00分～17時00分)</li> </ul>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用開始希望日の2週間前までに、町へ利用登録申請（電話又はWEB申請）。町から利用チケットが送付される。</li> <li>利用希望時間の1時間前までに、袋井タクシー(株)へ電話予約</li> <li>利用時に運転手へ利用チケットと運賃500円を支払う。</li> </ul>
周知・PR ※令和6年度 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内回覧において、地域タクシー実証運行開始及び地域説明会開催のお知らせを掲載（9月1日号回覧）</li> <li>社会福祉協議会へ事業説明（9月）</li> <li>地域説明会（一宮地区及び園田地区）の開催（9月20日（金）、21日（土））</li> <li>一宮地区及び園田地区の住民に対して、地域タクシー実証運行案内チラシの世帯配布を実施（9月、2月）</li> <li>町広報誌の公共交通に関する特集記事で、地域タクシーを掲載（広報もりまち10月号）</li> <li>移動支援における会議の中で、地域タクシーについての説明を実施（12月12日）</li> <li>実際に利用した人に対してアンケート調査を実施（2月～3月実施）（一宮：17人（登録32人）、園田：20人（登録33人））</li> </ul>

## 2 利用実績

### (1) 利用登録者数 (令和7年6月末時点)

年齢	20代 以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代 以上	合計
一宮	0人	0人	2人 4.8%	0人	1人 2.4%	14人 33.3%	25人 59.5%	42人 100%
園田	0人	0人	2人 4.3%	0人	2人 4.3%	18人 38.2%	25人 53.2%	47人 100%
合計	0人	0人	4人 4.4%	0人	3人 3.4%	32人 36.0%	50人 56.2%	89人 100%

実利用者 (令和7年6月末時点)

一宮地区 25人 (利用登録者 42人)、園田地区 30人 (利用登録者 47人)

### (2) 利用実績 (令和6年10月～令和7年6月)

#### ① 一宮地区

月 (日数)	運行回数 (A)	利用者数 (B)	平均乗 車人数 (C) = (B)/(A)	実利用 者数	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	委託料 (F) = (D)-(E)	収支率 (G) = (E)/(D)
10月 (21日)	17回	19人	1.12人	5人	34,890円	8,500円	26,390円	24.4%
11月 (20日)	21回	28人	1.33人	7人	44,530円	10,500円	34,030円	23.6%
12月 (22日)	32回	47人	1.47人	11人	67,320円	16,000円	51,320円	24.8%
1月 (19日)	40回	46人	1.15人	9人	80,590円	20,000円	60,590円	24.8%
2月 (18日)	34回	49人	1.44人	12人	70,890円	17,000円	53,890円	24.0%
3月 (20日)	43回	63人	1.47人	14人	87,280円	21,500円	65,780円	24.6%
4月 (21日)	38回	52人	1.37人	12人	82,020円	19,000円	63,020円	23.2%
5月 (20日)	35回	45人	1.18人	13人	75,890円	17,500円	58,390円	23.1%
6月 (21日)	32回	40人	1.47人	11人	67,920円	16,000円	51,920円	23.6%
合計 (182日)	292回	389人	1.33人	25人	611,330円	146,000円	465,330円	23.9%

② 園田地区

月 (日数)	運行回数 (A)	利用者数 (B)	平均乗 車人数 (C) = (B)/(A)	実利用 者数	運行費用 (D)	運賃収入 (E)	委託料 (F) = (D)-(E)	収支率 (G) = (E)/(D)
10月 (21日)	29回	34人	1.17人	12人	55,240円	14,500円	40,740円	26.2%
11月 (20日)	28回	37人	1.32人	16人	51,230円	14,000円	37,230円	27.3%
12月 (22日)	14回	15人	1.07人	8人	27,180円	7,000円	20,180円	25.8%
1月 (19日)	21回	28人	1.33人	9人	41,520円	10,500円	31,020円	25.3%
2月 (18日)	26回	31人	1.19人	7人	58,380円	13,000円	45,380円	22.3%
3月 (20日)	22回	26人	1.18人	13人	47,330円	11,000円	36,330円	23.2%
4月 (21日)	34回	43人	1.26人	12人	68,210円	17,000円	51,210円	24.9%
5月 (20日)	33回	38人	1.15人	12人	65,770円	16,500円	49,270円	25.1%
6月 (21日)	39回	47人	1.21人	15人	72,540円	19,500円	53,040円	26.9%
合計 (182日)	246回	299人	1.22人	30人	488,940円	123,000円	365,940円	25.2%

(3) 目的別実績 (令和6年10月～令和7年6月)

	病院	買物・銀行	行政	駅・バス停	その他	合計
一宮地区	114回 39.0%	156回 53.5%	17回 5.8%	5回 1.7%	0回 0%	292回 100%
園田地区	109回 44.3%	100回 40.7%	29回 11.8%	8回 3.2%	0回 0%	246回 100%
合計	223回 41.4%	256回 47.6%	46回 8.6%	13回 2.4%	0回 0%	538回 100%

### 3 令和7年10月からの地域タクシーの本格運行について

令和7年10月からの本格運行への移行を予定している。実証運行期間中の令和6年10月～1月の利用者に対して、利用者の意見を調査し、よりよい事業にしていくため、アンケート調査を実施した。調査の結果、調剤薬局の追加の要望が多く、町とタクシー事業者で協議した上で、もりもり薬局・ミキ薬局・森町センター薬局の3か所を新しい目的地として追加し、運行していく。

運行	令和7年10月1日～
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行エリアや運行日時など、一定のルールを決めて、自宅と指定目的地間の移動を行う。</li> <li>・日中のタクシー需要が少ない時間を活用し、通常のタクシー事業（一般乗用）の範囲内で運行する。</li> </ul>
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の移動手段の確保（交通空白地域の解消）</li> <li>・鉄道や幹線系統への移動（支線としての役割）</li> </ul>
運行事業者	・袋井タクシー(株)
事業形態	・一般乗用旅客自動車運送事業
利用運賃	・1台当たりの定額料金500円
乗車定員	・4名
利用対象者	・一宮地区及び園田地区の住民
利用区間	・自宅⇄指定目的地
運行日時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日のみ 8時30分～15時30分</li> <li>(予約時間 7時00分～17時00分)</li> </ul>
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用開始希望日の2週間前までに、町へ利用登録申請（電話又はWEB申請）。町から利用チケットが送付される。</li> <li>・利用希望時間の1時間前までに、袋井タクシー(株)へ電話予約</li> <li>・利用時に運転手へ利用チケットと運賃500円を支払う。</li> </ul>
追加事項	・新たに調剤薬局3か所の追加（もりもり薬局・ミキ薬局・森町センター薬局）

## 令和6年度地域タクシー実証運行 利用者アンケート

【調査日】 2月中旬～3月3日

【調査方法】 郵送によるアンケート調査

【調査対象者】 10月～1月の間に、実際に利用した人

	一宮	園田	合計
実利用者	17	20	37
回答数	13	14	27

回答率 73.0%

性別	男性	女性	回答しない
	9	18	0

年齢	60代以下	70代	80代	90歳以上
	1	10	13	3

運転免許証	持っている	持っているが返納する予定	返納したため 持っていない	今まで一度も 持っていない
	3	5	14	5

日常生活の 移動手段 ※複数回答	自分の車・バイク	徒歩・自転車	家族・友人の送迎	鉄道
	2	15	15	7
	バス	タクシー	その他	
	5	17	4	

地域タクシー導入について	便利になった
	20
	どちらかと言えば便利になった
	5
	特に変わらない
2	

地域タクシーの利用頻度	週 1 以上
	0
	1 ~ 2 週間に 1 回
	16
	月に 1 回程度
	4
	2 ~ 3 か月に 1 回程度
	5
	未回答
	2

今後の利用	利用したい	できれば利用したい	利用しない 分からない
	21	5	1

#### 利用してよかった点

- ・ 自宅から病院へ直接行けるようになった。(複数回答)
- ・ 送迎をお願いする手間や気兼ねが減った。(複数回答)
- ・ 家族の都合(仕事等)が付かない時に利用できる。(複数回答)
- ・ 体調が悪い時など、この事業があるので安心できる。
- ・ バス停まで歩くのが大変で外出が楽になった。
- ・ 交通事故の怪我が軽減した。
- ・ 外に出かけて行けることで、生活が前向きになった。

#### 気づいた点や改善点

- ・ 調剤薬局への目的地を追加してほしい。(複数回答)
- ・ 利用時間を伸ばしてほしい。(複数回答)
- ・ 土日も運行してほしい。(複数回答)
- ・ 1カ所だけでなく、複数の目的地へ行けると良い。
- ・ その他町内の目的地の追加
- ・ 行き先が限定されている。

令和 7 年 3 月 7 日  
総合政策局地域交通課  
物流・自動車局旅客課

## 「交通空白」解消や地域の多様な関係者の「共創」による地域交通の 維持・活性化の取組等を支援します！

～ 令和 7 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」（「交通空白」解消緊急対策事業・共創モデル実証運行事業・モビリティ人材育成事業）の公募開始について ～

国土交通省では、全国の「地域の足」「観光の足」を確保するための「交通空白」の解消に向けた取組や、地域の多様な関係者の「共創」により、地域交通の利便性・生産性・持続可能性を高める取組、さらには地域公共交通計画の策定・アップデート等を広域的に推し進める人材の育成を後押しするため、本日、令和 7 年度の「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」（「交通空白」解消緊急対策事業・共創モデル実証運行事業・モビリティ人材育成事業）の公募を開始します。これらの取組への支援を通じて、「交通空白」解消や地域交通の維持・活性化を図り、その事例等を全国に広めてまいります。

### 1. 事業概要

令和 7 年度「『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」は、喫緊の課題として取り組む「交通空白」の解消のほか、地域の多様な関係者が連携・協働した取組など、地域交通の維持・活性化を図る事業を支援するものです。今回は、以下の①「交通空白」解消緊急対策事業、②共創モデル実証運行事業、③モビリティ人材育成事業について、公募を開始します。

#### ① 「交通空白」解消緊急対策事業

「交通空白」の課題があると自治体が判断した地域において、公共ライドシェア・日本版ライドシェアや AI デマンド、乗合タクシー等の「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援する事業を対象とします。

#### ② 共創モデル実証運行事業

交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として、地域における複数の関係者の「共創」（連携・協働）による取組や「共創」を支える仕組みを構築する事業を対象とします。

#### ③ モビリティ人材育成事業

交通に関する知見、交通に関するデータ活用のノウハウ、多様な関係者とのコーディネートを推進するスキル等を活用しながら、地域の交通が目指すべき姿の実現に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業を対象とします。

※専門人材に求められるスキルは「地域公共交通の実質化に向けた検討会」中間とりまとめ（昨年 4 月）も参照  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000217.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000217.html)

## 2. 募集期間

令和7年3月10日(月)～4月7日(月) 16:00

## 3. 公募の詳細・応募様式等について

公募の詳細や応募様式等については、3月10日(月)14時に特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

なお、オンラインで公募説明会を開催します。詳細は、順次特設ウェブサイトでご案内します。

**特設ウェブサイト** <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

※ 本事業は、国土交通省が選定した事務局（株式会社東急エージェンシー）が、国土交通省が採択を決定した事業について、補助金の交付等に係る事務を実施します。今回の公募では、公募要領に基づき、『交通空白』解消緊急対策事業、『共創モデル実証運行事業』及び『モビリティ人材育成事業』を実施する間接補助事業者の募集を行います。なお、『日本版 MaaS 推進・支援事業』については、3月6日に公募を終了しております。

## 4. 採択時期について

### ■ 「交通空白」解消緊急対策事業：4月中（予定）

※ただし、既存路線の廃止・減便等を受けた代替交通の導入であって、かつ緊急的な取組の必要性が高いものに限り、先んじて採択を行う場合があります。

※「交通空白」解消緊急対策事業については、要件が整っているものであって、申請順が早いものを優先して採択を行いますので、できるだけ早期に申請頂くようお願いいたします。

### ■ 共創モデル実証運行事業：5月上旬（予定）

### ■ モビリティ人材育成事業：5月上旬（予定）

#### 【お問い合わせ先】

(事業内容について)

国土交通省 総合政策局地域交通課

03-5253-8111 (内線 54-817,54-827,54-828) 03-5253-8987 (直通)

物流・自動車局旅客課

03-5231-8111 (内線 41-274,54-904,41-244) 03-5253-8573 (直通)

(応募方法・応募事前相談)

別添各地方運輸局等の連絡先にお問い合わせください。

## 「交通空白」解消緊急対策事業

何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します！

### 補助対象事業者

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会 ※

### 補助対象経費

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用（悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料等）
- ②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用等）
- ③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討等）



【事業イメージ例】 以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- 公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション 等
- 実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
- 実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装・ラッピング、運転者募集 等
- 実証運行経費・実証運行後の利用データの分析・検証 等
- 本格運行に向けた住民説明会



▲公共ライドシェアの立ち上げ（イメージ）

### 補助率

500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）

※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）

※都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち④については定額の引き上げ（上限2,000万円）

※一度本補助を受けた同一自治体内において同一種類の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1/2

### 問合せ先

各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

### 公募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安：令和7年4月中（予定）（先着順）】

※ 既存路線の廃止・減便等を受けた代替交通の導入であって、かつ緊急的な取組の必要性が高いものに限り、先んじて採択を行う場合があります

※応募にあたっては、自治体が「交通空白」と認める地域で実施することが要件となります。  
※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

# 共創モデル実証運行事業/モビリティ人材育成事業

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業、人材育成を支援します！ ※「共創」:「官民共創」・「交通事業者間共創」・「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

## 1. 共創モデル実証運行事業

### 補助対象事業者

交通事業者等※を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等（共創プラットフォーム）

※交通事業者等:一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、一般旅客定期航路事業者、公共ライドシェアの実施主体、シェアサイクル等の事業実施主体、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体 等

(注) 単一の事業者のみでは補助対象となりません。

### 補助対象経費

新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費対して支援を実施

- ①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費（有識者謝金・会場使用料 等）
- ②システム構築（配車・運行管理・AIオンデマンド 等）、実証運行に使用する車両導入（車両の購入・リース等）による取得・改造に要する経費
- ③実証事業に要する経費（新規運行に係る経費、実証環境の整備 等）



▲ 他分野共創の分類例

### 補助率

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は定額、 500万円超部分は <u>2 / 3</u>	補助率 <u>2 / 3</u>	補助率 <u>1 / 3</u>

【事業例】 ※R5年度:77事業、R6年度:256事業を支援

- スクールバス・介護輸送・商業施設送迎等の地域輸送資源の混乗化、遊休時間帯における地域路線への活用
- 介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
- 教育委員会との関係による児童の登下校・部活動送迎にあわせたデマンド交通等の実証運行
- 商工会議所・商工会や社会福祉協議会、観光協会、地域金融機関、農協等の地域経済界による取組 等



## 2. モビリティ人材育成事業

(定額：上限3,000万円)

### 補助対象事業者

地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県、市町村・民間事業者等

### 補助対象経費

地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

(注) 市町村域を超えた広域的な取組に限ります。

問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安：令和7年5月上旬（予定）】

※応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります。

※自治体については、「交通空白」解消・官民連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

【共創モデル実証運行】第 1557 号

令和 7 年 5 月 12 日

地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト 御中

東京都港区新橋 1-1-1 日比谷フォートタワー

株式会社東急エージェンシー

代表取締役 社長執行役員 高坂 俊之

令和 7 年度 「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト

(令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開  
プロジェクト))

採択通知書 (共創モデル実証運行事業)

【共創モデル実証運行】第 1557 号で応募のあった令和 7 年度「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト (令和 6 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)) については、交付規程第 6 条により、下記のとおり採択することを決定したので、通知する。

なお、交付規程第 6 条第 2 項の規定に基づき、国土交通省において、補助対象経費、交付上限額及び附帯条件が、下記のとおり定められているので、あわせて通知する。

なお、公募要領に記載のとおり、本通知のみでは、補助金の交付を受けることはできず、補助金交付申請を行い、交付決定を受けてから事業開始する必要がある。

## 記

1. 整理番号

1557

2. 事業名

地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト

3. 共創プラットフォームの名称

地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト

4. 事業実施地域

静岡県森町, 浜松市, 袋井市

# 地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト

応募様式A

(教育×交通) 森町、浜松市、袋井市

## 事業の基礎情報

実施主体	秋葉バスサービス株式会社
事業実施地域	静岡県 周智郡森町、浜松市（天竜区）、袋井市
共創の類型	官民共創・交通事業者間共創・他分野共創
他分野共創の類型	医療・介護・福祉・こども・子育て・教育・スポーツ・文化・商業・農業・宅配・物流 エネルギー・環境・地域・移住・金融・保険・観光・まちづくり・その他
共創パートナー	①交通：秋葉バスサービス(株)、②自治体：森町、浜松市、袋井市、③教育関係：静岡県立 天竜高校・春野校舎
運行形態	①交通モード 路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業）、②許可区分 道路運送法4条、21条（代替バス）
運行主体	秋葉バスサービス株式会社

## 現状・課題

- ① 令和6年度 地域間幹線系統の「欠損補助金の支給条件（輸送量 15人）を下回った」 ※「補助落ちの可能性」（令和6年度14.5人）
- ② 過年度において、自然災害により県道58号線が崩落、長期にわたり運休が生じ、沿線の高校への通学が困難となった ※「通学困難者の発生」
- ・対象路線 秋葉線（地域間幹線道路） 県道58号線の崩落（2カ所） ※運休区間 19.4km
  - ・運休期間 令和4年10月～12月、令和5年6月～令和6年12月 ※ 運休期間 1年8ヶ月
  - ・影響人数 通学困難者（33名） 春野高校29名、遠江総合高校2名、袋井商業高校2名 ※令和5年6月（県道58号線の道路崩落時）
- ③ 「秋葉線」は、各自治体の地域公共交通計画に「幹線」として位置づけられているが、各自治体とバス会社間を超えた課題の共有や解決策の検討をしていない。
- ・課題の例 将来の人口減少率（20年後） 森町 △27.1%、浜松市天竜区 △42.6%、 ※ 日本の地域別将来人口推計

地域公共交通計画への位置づけ  
(位置づけ予定を含む)

森町、浜松市、袋井市ともに計画有

運輸局・運輸支局への事前相談

中部運輸局・交通政策部  
中部運輸局・静岡運輸支局

令和5・6年度共創事業における補助有無

有・無を記載

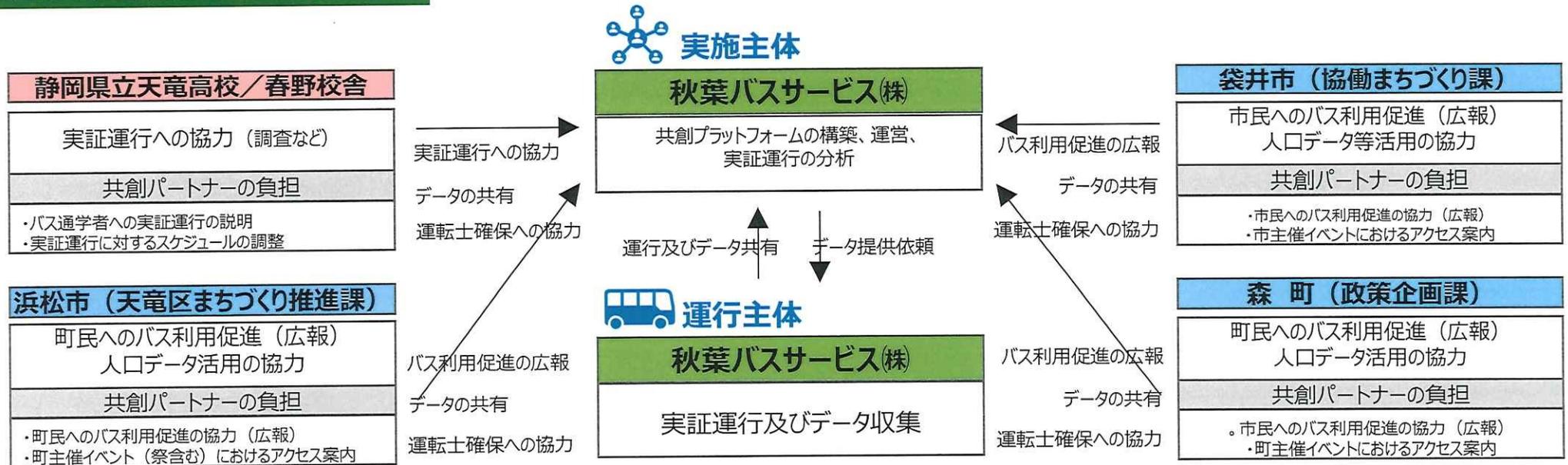
無

# 地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト

応募様式A

(教育×交通) 森町、浜松市、袋井市

## 事業の全体像・共創の仕組み



## 取組の概要

### (事業の概要)

- ① 共創プラットフォームの構築 「秋葉線」の沿線自治体とバス会社が、お互いの「課題とリスク」を相互理解するプラットフォームを作り、共に解決策を見出す仕組みづくり
- ② 外部機関による調査 「課題とリスクの検証」 ※調査 (お客様アンケート等)
- ③ 解決策の実施 「利用促進」や「運転士不足解消に向けた支援」
- ④ 代替バスの実証運行 「道路障害による長期運休を想定した実証実験」

### (地域の関係者との連携・協働)

- ① バス会社の情報と自治体の情報をお互いに活用することで利用者が増加する ※ 期待する効果 ⇒ 「補助落ちの回避」による市町負担の減少
- ② 今後、道路障害が発生した場合でも「通学の足」を維持できる ※ 期待する効果 ⇒ 「通学困難者の解消」
- ③ 関係者が共創することで、課題とリスクがより可視化され、解決策に優先順位をつけながら取り組み事ができる ※ 期待する効果 ⇒ 「生産性の向上」

### (地域公共交通ネットワークや既存交通との関係性)

- ① 「秋葉線」沿線のコミュニティバスや自家用有償運送バスとの連携 (生産性の向上) (利便性の向上)

# 地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト

応募様式A

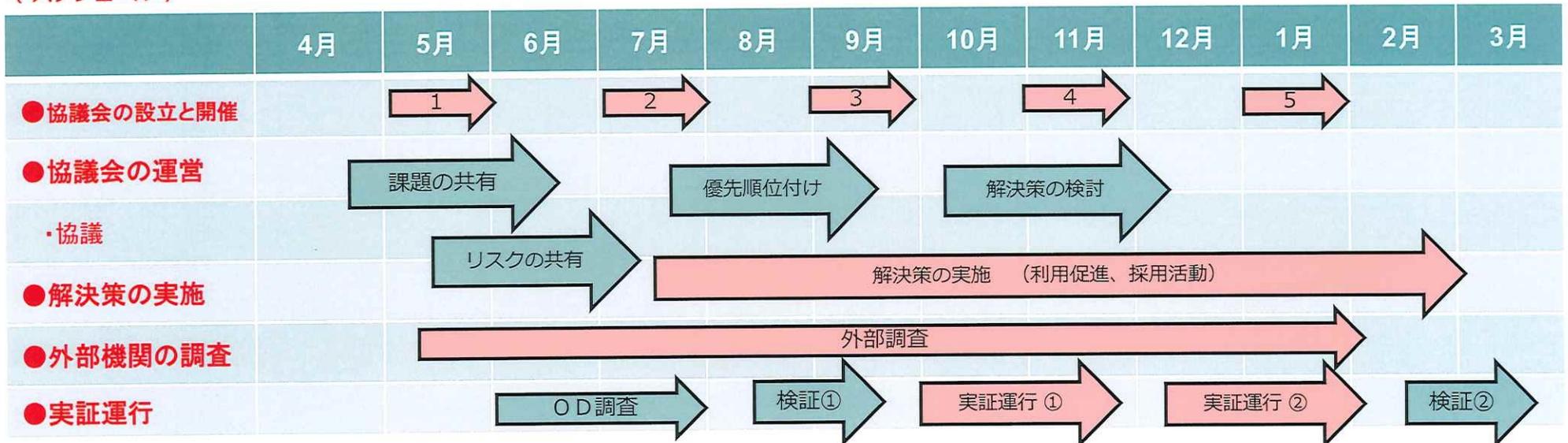
(教育×交通) 森町、浜松市、袋井市

## 事業実施手順・スケジュール

1. Step 1 共創プラットフォームの構築
2. Step 2 共創メンバーによる会議 ※ 課題とリスクの共有 (相互理解)
3. Step 3 外部機関による調査 ※ 客観的な視点で課題とリスクを可視化する
4. Step 4 解決策を共に考える ※ 短期的な取り組み、中長期的な取り組みの検討
5. Step 5 解決策を実行する ※ 実証実験「代替バス」「利用促進」「採用活動」
6. Step 6 振り返る ※ 検証



(スケジュール)



# 地域間幹線「秋葉線」の再編プロジェクト

(教育×交通) 森町、浜松市、袋井市

## 取組の詳細

(地域交通にもたらされると想定される効果) (地域全体にもたらされると想定される効果)

### ① 課題とリスクの共有

- ・ 共創パートナー同士の課題の共有
- ・ 共創パートナー間の課題レベルの擦り合わせ

- ※ 課題の可視化 (課題の種類、大きさ、時間軸)
- ※ 相互理解 (優先順位)

### ② 課題解決により想定される効果

- ・ 利用者の増加 = 路線の維持継続
- ・ 道路障害時 (自然災害) の通学手段の確保
- ・ 中長期の課題に対する解決策が共有できる

- ※ 補助落ちの回避 ⇒ 路線の維持存続 (輸送量15人の確保)
- ※ 代替バスの運行 ⇒ 通学困難者の解消
- ※ 生産性向上 ⇒ 国、静岡県、市町補助金の減少

※特に以下の効果が想定される場合は、その項目に○をつけ (複数選択可)、当該内容について上記に具体的に記載してください。

●	新たな移動手段の創出や各種送迎への地域住民の混乗などによる、地域住民の利便性向上	●	貨客混載や各種送迎の公共交通への集約など、交通事業者や地域の関係者の生産性向上
●	乗降データを取得する等、データを活用して、事業検証ができる環境整備	●	通院者や商業施設の利用者に関する情報など、他分野の移動需要に関するデータの利活用

## (補助事業実施後の予定)

### ① 共創プラットフォームの維持 (定期開催)

※ 中長期の課題解決に向けて共創を継続する

### ② 共創パートナーの拡大

※ 自家用有償バスなど他の共創パートナーを召集する

### ③ 道路障害時 (災害など) における「代替バス」の実装へ

※ 令和8年度以降の自然災害による道路障害時

資金面	共創プラットフォームの維持は、関係者内で行う。 幹線の維持については、現段階では「地域公共交通確保維持改善事業補助金」の活用を前提としている。
人材面 (運転手の確保)	採用活動は、路線維持に最も重要であるため、人材確保の活動を関係自治体 (共創メンバー) にもご支援いただく (免許支援など)

観 振 第 366 号  
令和 7 年 3 月 26 日

関係各位

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課長

令和 7 年度交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金の募集の開始について

平素より、観光振興の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金」は、県内交通事業者等が、市町や地域の観光関係団体等と連携して実施する観光客の滞在日数の長期化及び県内周遊を促進する取組に対し、補助金を交付するものです。

令和 7 年度の募集を下記により実施いたします。活用を検討される交通事業者等におかれましては、添付の要綱、公募要領を御確認の上、御応募いただきますようお願いいたします。

また、貴管下団体等に対する周知に御協力をお願いいたします。

#### 記

1 申込書受付期間

令和 7 年 4 月 1 日(火)から令和 7 年 5 月 30 日(金)16 時(必着)

2 申込書提出先

静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課(交通事業者等による周遊観光促進事業事務局)

[郵送の場合]

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号

[電子メールの場合]

kankou3@pref.shizuoka.lg.jp

※要綱、公募要領、審査基準及び申込書一式は静岡県ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kankosports/kanko/kankoshinko/1040867/1062850.html>

担 当 観光振興班  
電話番号 054-221-3684

## 交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金

(観光交流局 観光振興課)

### 1 目的

本県を訪れる旅行者の滞在日数の長期化を促進し、観光消費額の増加を図るため、交通事業者と観光事業者等が連携して行う、周遊や宿泊を促進する取組を支援する。

### 2 事業概要

区分	内容
補助対象事業者	<p>県内に事業所等を有する交通事業者 (2つ以上の交通事業者が連携して組織した協議会を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業法による鉄道事業者</li> <li>・道路運送法による運送事業者(乗合・貸切バス、タクシー等)</li> <li>・海上運送法による一般旅客定期航路事業者</li> <li>・航空法による国内定期航空運送事業者(静岡空港就航事業者に限る)</li> </ul> <p>交通事業者と連携する県内観光事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行業法の登録を受けた旅行者</li> <li>・旅館業法の許可を受けた宿泊事業者</li> <li>・その他観光関連事業者</li> </ul>
補助対象事業	<p>地域と連携して行う旅行者の周遊・滞在日数の長期化を促進する事業のうち、下記要件を全て満たすもの(※原則、既存事業は対象外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町や地域観光関係団体等(市町観光協会、市町温泉・ホテル旅館組合、地域連携DMO、地域DMO等)と事業の企画、広報等において連携すること</li> <li>・翌年度以降の事業効果の継続性が認められるものであること</li> </ul>
補助対象経費	<p>報償費、買上金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料印刷費、広告宣伝費、企画に係る運営費・人件費、備品・システム等設備導入費、車両・船舶等改修費</p>
補助率	<p>1/2以内(下限500千円、上限5,000千円) ※うち運賃割引に係る経費は上限3,750千円</p>

### 3 募集スケジュール(予定)

- ・県HPで交付要綱・公募要領等発出：令和7年4月1日
- ・事業者募集：〃 4月1日～5月30日
- ・事業者選考：〃 6月中旬 審査委員会
- 〃 6月中旬 採択通知 → 事業者からの交付申請
- 〃 6月下旬 交付決定
- ・事業実施期間：交付決定日から令和8年3月31日まで

4 想定する事業イメージ

区分	事業イメージ	補助対象経費の例
周遊・誘客イベント	鉄道沿線のウォーキング 企画・実施（周辺観光施設 や食との連携企画 など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周遊企画の開発・運営費</li> <li>・広告宣伝費（デザイン・印刷費）</li> <li>・打ち合わせ旅費</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
	バス、タクシー、船舶、航空 機等を活用した周遊ツアー の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツアー商品の企画費</li> <li>・交通機関の運賃割引経費</li> <li>・プロモーション経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
	フリー切符により歴史・文 化資源を巡るデジタルスタ ンプラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周遊企画の開発・運営費、運賃割引経費</li> <li>・フリー切符のデザイン・印刷費</li> <li>・スタンプラリーシステムの構築経費</li> <li>・必要機器のリース料</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
実証運行等	イベント列車や観光列車等 の実証運行（アニメコンテ ンツとの連携 など）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント車両のラッピング経費</li> <li>・実証運行に伴う増便に要する経費</li> <li>・プロモーション経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
	交通・宿泊・アクティビテ ィが一体となったパッケー ジツアーの造成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニターツアーの企画・催行費</li> <li>・動向分析に係る経費</li> <li>・プロモーション経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
	観光施設のクーポン＋フリ ー切符による企画乗車券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画乗車券のデザイン、印刷費</li> <li>・プロモーション経費</li> <li>・クーポン発行手数料</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
環境整備	乗車券の取得と観光施設の クーポン取得等がワンスト ップで可能なアプリ開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アプリ・システム等の開発経費</li> <li>・利用促進のためのキャンペーン経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>
	複数の交通事業者が連携し たキャッシュレス決済シス テムの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム開発等に係る経費</li> <li>・共通の告知物制作費</li> <li>・改札等の案内表示の改修に係る経費</li> </ul> <p style="text-align: right;">ほか</p>

観振第108号  
令和7年6月24日

秋葉バスサービス株式会社  
代表取締役社長 山田 光 様

スポーツ・文化観光部理事兼経済産業部理事  
(観光産業振興担当)

令和7年度 交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金の  
審査結果について (通知)

令和7年6月18日付け観振第98号により条件を付して採択したこのことについて、令和7年6月19日付け秋葉2025第30号で再提出のあった応募申込書を審査した結果、採択に付した条件を満たしていることを確認できたので、貴社を補助事業者として採択します。

つきましては、「交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金交付要綱」第5の規定に基づき、下記のとおり交付申請の手続きをお願いします。

記

- 1 事業名  
観光振興のバス路線「小國神社線」の実証運行
- 2 交付申請書の提出
  - (1) 提出書類 交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金交付要綱第5(1)に規定する書類
  - (2) 提出先 静岡県スポーツ・文化観光部観光振興課  
(静岡県静岡市葵区追手町9番6号)
  - (3) 提出方法 E-mail または郵送
  - (4) 提出期限 令和7年7月1日(火)

担当：観光振興課  
電話：054-221-3684

静岡県

令和7年度交通事業者等による周遊観光促進事業費補助金

応募・参考資料

取組事業名

観光振興のバス路線「小國神社線」の実証運行

秋葉バスサービス株式会社

# 観光振興のバス路線「小國神社線」の実証運行

## 事業の基礎情報

実施主体	秋葉バスサービス株式会社
事業実施地域	静岡県周智郡森町一宮
共創の類型	官民共創 ・ 交通事業者間共創 ・ 他分野共創
他分野共創の類型	医療・介護・福祉 ・ こども・子育て ・ 教育・スポーツ・文化 ・ 商業・農業 ・ 宅配・物流 エネルギー・環境 ・ 地域・移住 ・ 金融・保険 ・ 観光・まちづくり ・ その他 (該当する類型がない場合に記載)
共創パートナー	①交通：秋葉バスサービス(株)、 ②観光：森町観光協会、小國神社、こつまち横丁 ③商業 (森町商工会)
運行形態	①交通モード 路線バス (一般乗合旅客自動車運送事業)、②許可区分 道路運送法21条 (実証実験)
運行主体	秋葉バスサービス株式会社

## 現状・課題

### (地域交通の現状・課題に関する分析)

- ① 「小國神社」は、県内外から観光客が多数訪れる観光名所であるが、公共交通（鉄道・バス）による手段が存在しない ※観光人口のチャンスロス  
・入込客数 86万人/年 (令和元年) ※ 令和2年 52万人、令和3年 66万人、令和4年 72万人、令和5年 78万人
- ② 「近隣道路の大渋滞」 ※年末年始、紅葉シーズンにおける近隣道路の渋滞 (交通麻痺)
- ③ 現在の交通手段 (アクセス)  
・JR/袋井駅から 13.5km タクシー30分、徒歩2時間44分 天竜浜名湖鉄道/遠州一宮駅から 3.6km タクシー7分、徒歩50分  
・新東名高速道路/遠州森町PAスマートICから 3.8km 車7分

地域公共交通計画への位置づけ  
(位置づけ予定を含む)

交通空白地帯 (森町・一宮地区)

運輸局・運輸支局への事前相談

中部運輸局・静岡運輸支局

令和5・6年度共創事業における補助有無

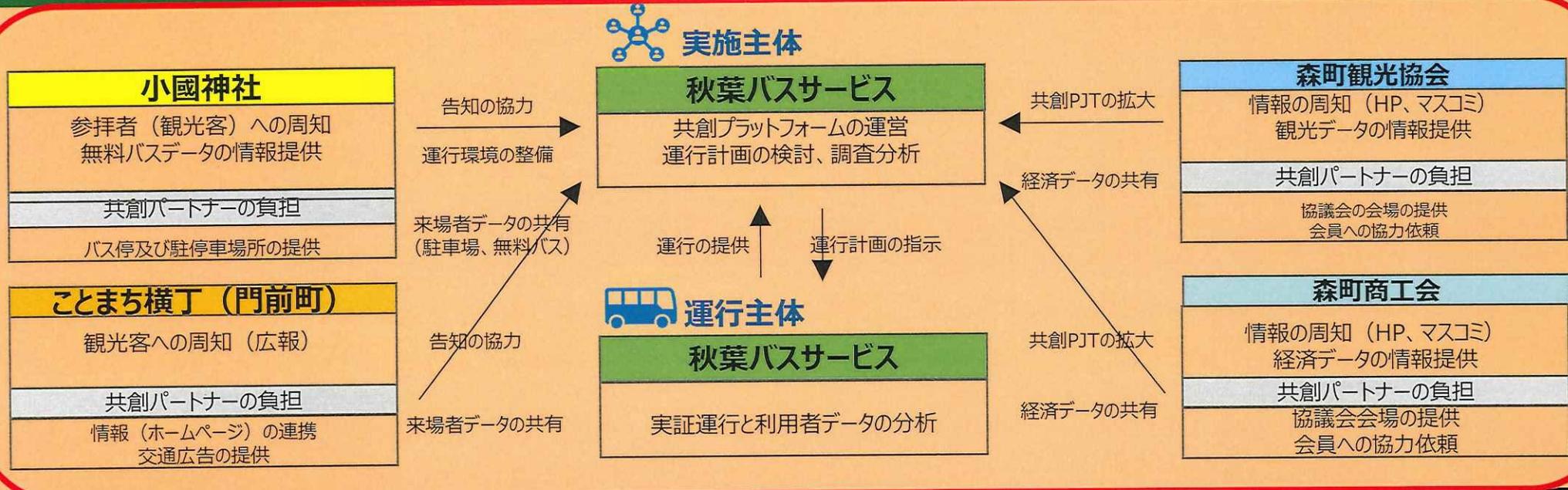
有・無を記載

無

# 観光振興のバス路線「小國神社線」の実証運行

連携先

## 事業の全体像・共創の仕組み



## 取組の概要

### （事業の概要）

- ① 共創プラットフォームの構築
- ② 外部機関による調査
- ③ 乗合バスの実証実験

（観光マーケットリサーチ）

（JR袋井駅 ⇔ 天竜浜名湖鉄道・遠州森町駅 ⇔ 小國神社）

### （地域の関係者との連携・協働）

- ① 新たなアクセス手段の確保 (利便性向上) ※ 期待する効果 ⇒ 観光客の満足度向上
- ② 観光客の増加 (経済効果) ※ 期待する効果 ⇒ 森町の知名度が上がる
- ③ 新たな収益源 (経済効果) ※ 期待する効果 ⇒ 観光施設、観光地、バス会社の増収

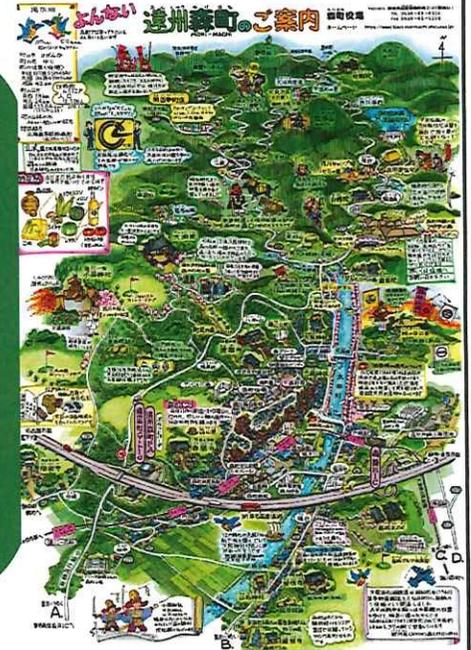
### （地域公共交通ネットワークや既存交通との関係性）

- ① JR東海及び天竜浜名湖鉄道との連携強化 ※ 企画チケットなどによる共創を検討
- ② 渋滞解消

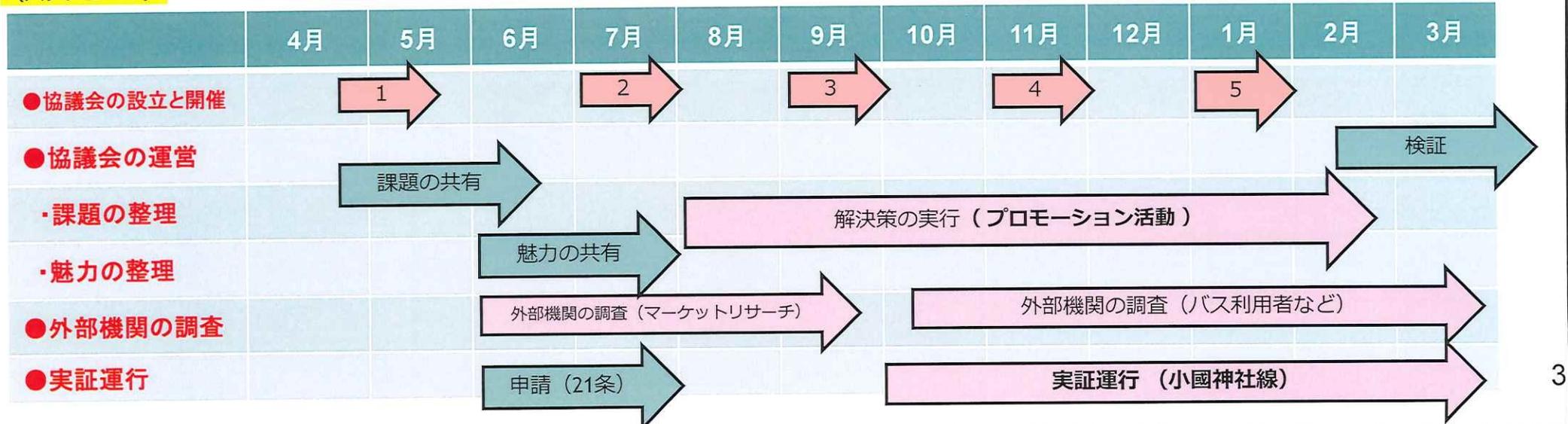
# 観光振興のバス路線「小國神社線」の実証運行

## 事業実施手順・スケジュール

1. Step 1 共創プラットフォームの構築
2. Step 2 共創メンバーによる会議 ※ 課題を可視化する
3. Step 3 外部機関による調査 ※ 旅行者（公共交通利用者）のニーズを知る
4. Step 4 解決策を練る 運行計画、広報戦略を考える（ダイヤ、運賃、CMなど）
5. Step 5 解決策を実行する ※ 実証実験（21条）「小國神社線」の運行
6. Step 6 振り返る ※ 検証（実装に向けて協議する）



### (スケジュール)



# 観光振興のバス路線「小國神社線」の実証運行

## 取組の詳細

### (地域交通にもたらされると想定される効果)

#### ① 課題の共有

- ・ 森町随一の観光名所にもかかわらず、公共交通（鉄道・バス）によるアクセスがないため大きなチャンスロスをしていること
- ・ 車によるアクセスしか訪問手段がないために、繁忙期には近隣道路が大渋滞すること（日常生活に影響）
- ・ 上記の問題が長年放置されているため、森町の観光需要やポテンシャルが可視化できていないこと

#### ② 課題の解決

- ・ 「観光の足」が確保され、森町全体の観光入込客数が増加する。

### (地域全体に及ぶと想定される効果)

- ① 「交通アクセスが改善」することで、「観光入込客数」が増加することで、森町の観光振興（経済効果）が期待できる
- ② 「メディア」と「SNS」への露出が増加することで、森町への観光客は増加する（インバウンドを含めて） ※知名度の向上
- ③ 「交通渋滞」が解消されることで地域の環境問題も緩和される

※特に以下の効果が想定される場合は、その項目に○をつけ（複数選択可）、当該内容について上記に具体的に記載してください。

●	新たな移動手段の創出や各種送迎への地域住民の混乗などによる、地域住民の利便性向上	貨客混載や各種送迎の公共交通への集約など、交通事業者や地域の関係者の生産性向上
●	乗降データを取得する等、データを活用して、事業検証ができる環境整備	通院者や商業施設の利用者に関する情報など、他分野の移動需要に関するデータの利活用

### (補助事業実施後の予定)

#### ① 実証運行の継続 ⇒ 実装化に向けて

- ※ 運行計画の見直し（ダイヤ、運行頻度、停留所数）
- ※ 運行計画の見直し（運賃）

#### ② 共創プラットフォームの拡大

- ※ 他の交通手段（JR東海、天竜浜名湖鉄道）と周辺観光地との連携（周遊）を目指す
- ※ 地域交通としての可能性も模索（地域タクシーとの連携）

資金面	今後、検討する ※ 運行経費は運賃収入で補うことを原則としているが、実証運行をする中で運行計画（運賃など）の見直しと考える
人材面（運転手の確保）	秋葉バスにおいては、平日と土日祝のダイヤ差（仕事量）が大きいいため、特に「土日祝」の運行については運転士に余力がある